

NO.	持込禁止物件
1	銃砲類、エアーソフトガン、モデルガン、その他銃砲及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む。）
2	刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、ハサミその他の鋭利な物
3	毒物、劇物、その他の有害物質
4	爆発物、発煙筒、煙竹、花火、火薬類、照明弾、催涙スプレー、油類、その他の可燃性の危険物（個人用ライターを除く。）
5	スタンガン、石、弓矢、木刀、鉄パイプその他の凶器として使用されるおそれのあるもの
6	塗料類（ペンキ類）
7	キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのあるもの
8	無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター、小型ラジオ等を除く。）
9	ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作 又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
10	動物類（身体障害者補助犬を除く。）
11	凶器として使用されるおそれのあるもの（カメラの一腳や三脚等。白杖及び健常上の理由で必要とされる杖を除く。）
12	レーザーポインター等大会運営又は競技進行の妨げになるもの
13	ライアイス
14	政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的内容の広告材料を表現し、教示し、又は連想させる物品 若しくは観念を表示し、若しくは連想させ、又はデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼすおそれのあるもの 例)掲示板、立て看板、旗、バナー、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物、商標等
15	ピン、缶
16	その他大会運営若しくは競技進行を妨害し、他人に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると大会運営者が認めるもの

※ 以下の会場では持込禁止物件が追加されます。

テコンドー会場・・・モバイルルーター

レスリング会場・・・アルコール飲料

会場に入場しようとする方は、原則として、上記に掲げる物を持込むことはできません。これに違反した場合は、入場拒否又は退場措置をとる場合があります。

NO.	禁止行為
1	法令及び公序良俗に反する行為をすること。
2	持込禁止物件を持込み、又は使用すること。
3	安全確保のためのスクリーニング(手荷物検査・ボディチェック)に協力しないこと。
4	競技エリア若しくは観客席等への物の投げ入れ又は発射、その他大会運営上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
5	会場及びその周辺でドローン等の無人飛行機を操作又は使用すること（大会運営による競技動画配信を除く。）。
6	競技エリアをはじめとする、立ち入り禁止区域、又は立ち入り制限区域に正当な理由なく立ち入ること。
7	建造物その他設備、施設若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
8	安全措置のために施した設、封印、テープ等を損壊し、又は開封・変更すること。
9	観客、審判、選手又は大会関係者を脅迫、威圧、侮辱、又は挑発する等、攻撃的な行為（SNSへの書き込み、投稿等も含む）をすること。
10	アスマート等の性的ハラスマント目的との疑惑を生じさせる写真・映像を記録、送信、又は作成すること。また、インターネット上の謹慎中傷を行うこと。
11	SNS等の発信において、会場内等で撮影した競技動画を投稿※すること。 ※競技動画の投稿とは、テレビやインターネットで本大会における同一競技の試合等（セッション及び表彰式）を、10分を超えて投稿することを指す。
12	審判、選手又は大会関係者等への面会を強要し又は居座ること。
13	通路、階段、出入口等に荷物を置く、又は観戦、撮影する等、通路を塞ぐ行為をすること。また、所定の場所以外で観戦すること。
14	座席の上に立つ又はフェンスその他施設に登る行為をすること。
15	会場内の指定された喫煙可能場所以外で喫煙すること（電子タバコ等を含む。）。
16	大会運営者の許可なく、会場内及びその周辺で火気を使用すること。
17	酩酊した状態で会場に入場し、又は会場において酩酊すること。
18	会場及びその周辺において、通話機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、モバイルルーター、小型ラジオを除く。）を使用すること（ただし、大会運営者は除く。）。
19	大会運営者の許可なく、営利目的で写真、映像を記録、送信、又は作成すること。
20	政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、公共の秩序、道徳に反する内容、あるいは差別的内容の広告材料若しくは観念を表示し、若しくは連想させ又はデモンストレーションに使用され得るものや大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、旗、バナー、横断幕、懸垂幕、のぼり、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物、商標等を設置、着用、散布、貼布、配布すること。
21	抗議活動やデモンストレーション、集会、勧誘、演説、差別言動等、大会の円滑な運営を阻害するおそれのある行為をすること。
22	大会運営者の許可なく、商行為、寄付金の募集、広告物の掲示、その他營利目的の行為をすること。
23	所定の場所以外にゴミその他の物を廃棄すること。
24	所定の場所以外へ進入し、駐車又は駐輪すること。
25	違法駐車、会場周辺での野宿など近隣住民や周辺施設等への迷惑行為をすること。
26	テーブやシート及び手荷物等を使用した入場待ち列確保及び会場での徹夜行為をすること。
27	観客席や競技エリアに物を置くなどして席取り・場所取り行為をすること。（ただし、大会運営者は除く。）
28	会場装飾を損なう行為をすること。（装飾物に被せて横断幕を掲出する等）
29	その他大会運営若しくは競技進行を妨害し、他人に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると大会運営者が認める行為をすること。（鳴り物応援禁止会場での楽器演奏等）

※ 以下の会場では禁止行為が追加されます。

マラソン会場・・・会場内で森を差すこと。

入場者は、原則として、上記に該当する行為をすることはできません。これに違反した場合は、入場拒否又は退場措置をとる場合があります。